

議案第 6 4 号

甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例  
甲府市武田氏館跡歴史館条例（平成 3 0 年 9 月条例第 2 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 1 条中「及び文化」を「、文化及び地域」に改める。

第 3 条に次の 4 号を加える。

- (6) 長屋棟
- (7) 北離れ
- (8) 南離れ
- (9) 木戸門

第 8 条第 1 項中「別表に定める」を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第  
1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、教育委員会の承認  
を受けて指定管理者が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

武田氏館跡歴史館の利用促進を図るため、利用料金等に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。